

りーりおながさき

2015
1月号

vol.2

発行所：一般社団法人長崎市ひとり親家庭福祉会

事務所：長崎市上町 1-33 TEL.095-828-1470 FAX.095-828-1476

U R L : <http://www.nagasakihi-boshikai.jp>E-mail : info@nagasakihi-boshikai.jp

第61回九州地区母子寡婦福祉研修大会
平成26年9月20日(土)
～21日(日)諫早文化会館にて九州大会が開催されました。長崎市から40名が参加しました。



デコケーキ作り

手作りケーキに自分でデコってみました。



太極拳

ゆっくりした動きで心身を鍛える太極拳に初挑戦！ 血行や新陳代謝が活発になって、短時間でも汗が出てきました。



ぴっぴ 夏祭り

初めての夏祭り！かき氷・魚釣りetc...みんなの楽しそうな笑い声がセンター中にあふれました。



お仕事探検隊

九州電力長崎支店で、電気をつくる仕組みの勉強をしました。みんなの真剣な眼差しがキラキラしていました。



生命保険講座

ライフアランナーの副島さんから、知らないと損する生命保険や医療保険等について学びました。自からウロコの話が聞けました！



赤い羽根共同募金

赤いハッピを着て、浜の町アーケードで毎年恒例の募金活動を行いました。毎年ご協力してくださる会員の皆様有難うございました！

長崎市社会福祉協議会会长表彰

11月19日(水)本会理事の溝田久子氏(13年)及び監事の葉王寺氏(14年)が、社会福祉団体での10年以上の功績により、長崎市社会福祉協議会の会長表彰を授与されました。おめでとうございました。



代表で表彰を受ける葉王寺氏



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

暮には突然の国会解散、そして第三次安倍内閣の発足と目まぐるしい12月でございました。国の経済は物価の安定を背景に緩やかに拡大しつつあると言われますが、私達ひとり親家庭をとりまく環境はなかなか厳しい状況にあります。

このような中、国においてはひとり親家庭支援施策として「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の一部改正による父子資金制度の創設、児童扶養手当法の一部改正による児童扶養手当と公的年金等との併給制度の見直しなどが、昨年の12月1日より施行される運びとなりました。

これからの国の施策に呼応しながら、ひとり親家庭世帯の自立支援に向けた取組を推進してまいりたいと思います。

本年も皆様におかれまして、健康で幸多き年でありますことを祈念いたしますと共に本会にもご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

長崎市に要望書を提出しました。

12月25日(木)長崎市田上市長へ、本会から市への要望書を提出しました。

今年度、国においては、ひとり親家庭支援施策のあり方検討が行われ、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が可決成立し、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の一部改定による父子資金制度の創設や「児童扶養手当法」の一部改定により、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しなどが12月から施行される運びとなりました。

そこで、本会として「仕事・生活・絆」の三本柱を立て「現在の事業の継続・ひとり親家庭の雇用促進・就業支援策の給付金増額・新規事業の推進・九州母子寡婦福祉研究大会の協力」など10項目の要望を、理事や母子部及び顧問の堤市議会議員と共に市長へ直接要望しました。



○相続税・遺言書の書き方

来年から相続税が変更になります。
また、いざ遺言書を書こうと思っても書き方が分からぬ方も多いようです。

知らないより知っているほうがいい!
今回は、ポイントを絞って解説します。

3月15日(日)13:00~14:30
長崎市社会福祉会館4階会議室

イベント情報

○かしこい教育資金の貯め方とHappyライフプラン

みんなが知らない、学資保険の仕組みと、そのメリット・デメリットをわかりやすく解説します!!

2月20日(金)11:00~12:00
三和行政センター5階
子育て支援センターひっぴ

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

支給開始日

◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかつた方のうち、平成26年12

月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

お問合せ先

こども部子育て支援課 TEL: 095-829-1270

子ども・子育て支援新制度についてお知らせします

子ども・子育て支援新制度とは

平成 26 年 12 月現在

子ども・子育て支援新制度は、少子化の進行、待機児童問題、子育ての孤立感と負担感の増加等の現状と課題を踏まえ、「1 幼児期の教育・保育の総合的提供」「2 保育の量的拡大・確保」「3 地域の子育て支援の充実」を図る制度で、平成27年4月にスタートする予定です。

新制度では、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市が中心となって行います。

幼稚園、保育所の利用手続きが変わります

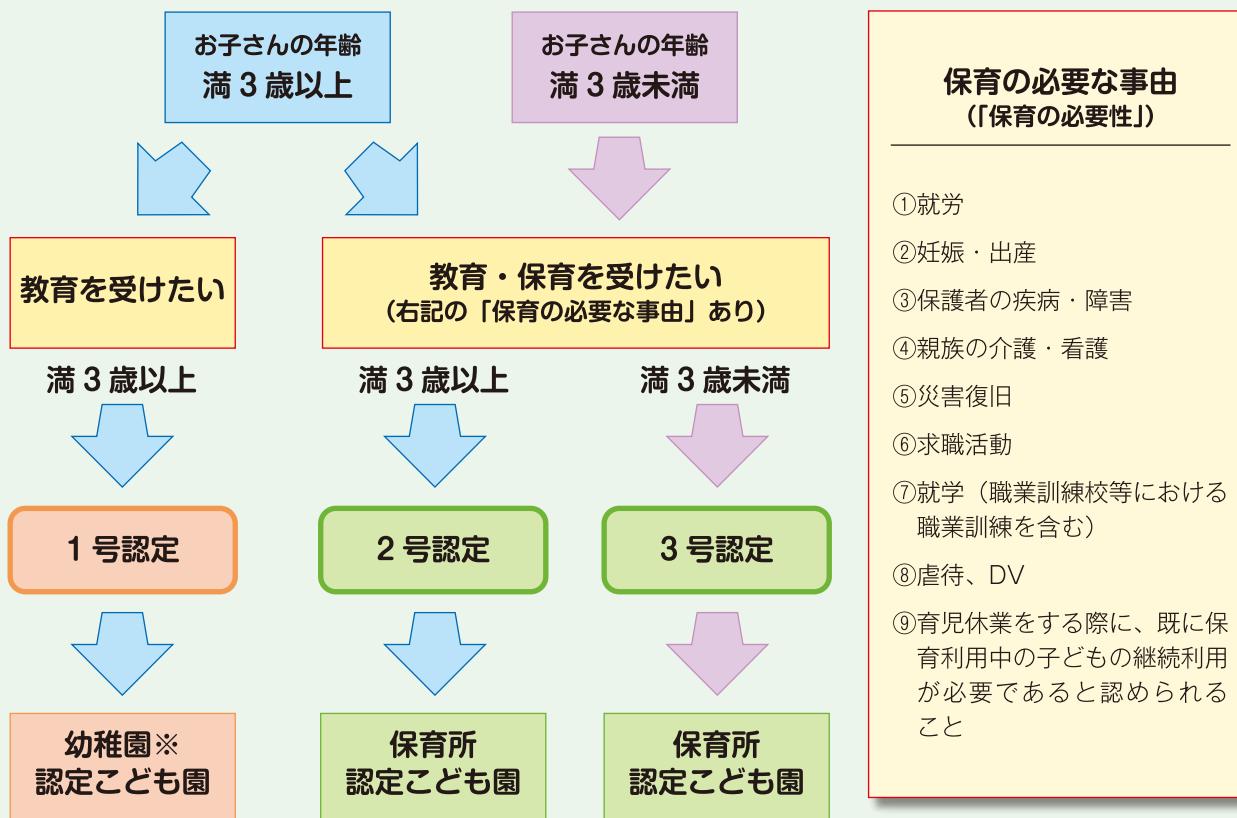
新制度に移行することで、施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用手続きが変わります。

手続きは、平成27年4月以降に施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を利用するかたは全て適用となります。

市の認定が必要です。認定区分の確認を。

新制度では、幼稚園や保育所などを利用するためには、お子さんの年齢や保育の必要性に応じ、教育・保育を受けるための「認定」を長崎市から受けることが必要です。

「認定」には区分（1号・2号・3号）があり、利用できる施設も異なりますので、下図でご確認ください。



※新制度に移行しない幼稚園があります。その場合は、認定申請は必要ありません。

新制度に伴う保育料（案）などについては、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」(<http://ekao-ng.jp/>)をご覧下さい。

お問い合わせ先 こども部幼児課 TEL：095-829-1142

平成 26 年 12 月 1 日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されました

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成 26 年 12 月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
 - 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
 - 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- など

お知らせ

日頃より本会の運営につきましては、ご協力いただきありがとうございます。

◎公立保育所に調理員を派遣しています。

料理が好きで、希望される方は履歴書を添えて申し込んで下さい。
随時調理員の登録受付をしています。

◎市民プール食堂でパートを募集します。

夏休み期間中です。希望の方はご連絡下さい。
※来年度希望の方も登録お待ちしています。

◎会員を募集します。

当会では、会員の皆様とご一緒に、年間いろいろな行事を開催しています。あなたもお子様と一緒に参加しませんか?
楽しく身になる講座やバスハイクなど、行事が盛り沢山です。

年会費 1,200円

会員の人数が本会の力となり、ひとり親家庭のためのさまざまな制度の成立と充実の基盤になります。26年度の会費納入をよろしくお願いします。

**事務局 長崎市ひとり親家庭福祉会
TEL 095-828-1470**

ひとり親家庭等日常生活支援事業

支援員さんを募集しています!

ひとり親家庭・寡婦（かつて母子家庭であつた方）の方を対象に、一時的に家事や育児が困難になった場合に資格等（ヘルパー・介護福祉士・看護士・保育士・幼稚園教諭、または子育て研修修了者）を有する支援員が日常生活をサポートする事業です。

上記の資格のいずれかをお持ちの方、有償ボランティアとして活動してみませんか？

みなさまのご応募お待ちしております。



行事予定

[平成27年度]

1月	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター会議 ●子育て支援ネットワーク連絡会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●びっび「暮らしと保険講座」 ●相続等講座 ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●親子でスマイルストリート（ココウォーク）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援ネットワーク連絡会 ●子育て支援センター会議 ●理事会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●市立保育所調理業務契約 ●三和地区子育て支援センター「びっび」運営受託 ●母子家庭等日常生活支援事業（生活援助・子育て支援）受託 ●子育て支援ネットワーク連絡会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●理事会 ●長崎市ひとり親家庭福祉会定期総会 ●親子でふれあい講座 ●子育て支援センター会議 ●子育て支援ネットワーク連絡会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●市民プール食堂開始 ●親子でふれあい講座 ●子育て支援ネットワーク連絡会

- 三役会毎月随時開催
- 子育て支援センター「びっび」運営会議 毎月開催
- 各地区での「ひとり親生活支援事業」の実施（東部、西部、南部、北部、中央）
- 県内フリーマーケット随時参加



賛助会員募集

本会は会員のみなさまによって、その活動が支えられています。みなさまのご協力を糧に、人と人の繋がりを大事にしながら人の輪（和）を拓げ、ひとり親を支援する活動を展開しています。活動趣旨にご賛同いただき、ご協賛いただける個人、団体、企業を問わず、みなさまの会員としてのご参加を心よりお待ち申し上げます。

会費

賛助会員（個人） 1口 1,200円／年
賛助会員（団体、企業、個人） 1口 3,000円／年

※この機関紙は共同募金の配分金で作成されています。

※毎年10月2日、旧大丸前にて街頭募金を行っています。ご参加下さい。

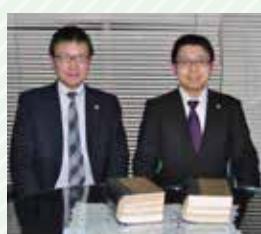


一般社団法人 長崎市ひとり親家庭福祉会
顧問弁護士

植木博路 先生 紹介



こんにちは。弁護士の植木博路です。
当事務所は、「お客様が相談してよかった。依頼してよかった」と思って帰っていただけるような事務所であり続けることを理念として、お客様に対する感謝の気持ちをもって、ベストを尽くすことを心がけております。当事務所は、平成27年1月より、黒岩英一弁護士をパートナーとして迎え、弁護士2名体制となりました。今後も、お客様のご期待にそなうことができるよう努力してまいります。お困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。



植木博路法律事務所 〒850-0033長崎市万才町6-11三井ビル3階（長崎地方裁判所の目の前、赤い煉瓦のビルです。）